

秦野市市営住宅条例の一部を改正することについて

秦野市市営住宅条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年6月7日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

地域の権限を拡大するための改革一括法による「公営住宅法」の一部改正により、公営住宅入居者の収入申告義務が緩和されたことに伴い、認知症等により申告が困難な者について、法令の規定に基づき本市が収入を把握することとするため、改正するものであります。

秦野市市営住宅条例の一部を改正する条例

秦野市市営住宅条例（平成9年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項本文中「次条第2項」の次に「又は第3項」を加え、「同条第3項」を「同条第4項」に改め、同項ただし書中「申告がない場合」の次に「（次条第3項の規定により収入の額を認定した場合を除く。）」を加える。

第29条第3項前段中「前項の」を「前2項の規定による」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第8条各号のいずれかに該当する入居者であつて、収入を申告することが困難な事情があると市長が認めるものについては、同令第9条に規定する方法により把握した収入に基づき、家賃の算定の基礎となる収入の額を認定し、その額を通知するものとする。

第45条第1項及び第2項中「第29条第2項」の次に「又は第3項」を加える。

第47条第2項中「政令第8条第2項」の次に「（第29条第3項の規定により収入の額を認定した場合にあつては、政令第8条第3項において準用する同条第2項）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号 秦野市市営住宅条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(家賃の決定)</p> <p>第28条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項又は第3項の規定により認定した収入（同条第4項の規定により更正した場合においては、その更正後の収入。第45条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（政令第3条に規定する方法により算出した金額をいう。以下同じ。）以下で政令第2条に規定する方法により算出して定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合（次条第3項の規定により収入の額を認定した場合を除く。）において、第52条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、その市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第8条各号のいずれかに該当する入居者</u>であって、収入を申告することが困難な事情にあると市長が認</p>	<p>(家賃の決定)</p> <p>第28条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定した収入（同条第3項の規定により更正した場合においては、その更正後の収入。第45条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（政令第3条に規定する方法により算出した金額をいう。以下同じ。）以下で政令第2条に規定する方法により算出して定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第52条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、その市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

めるものについては、同令第9条に規定する方法により把握した収入に基づき、家賃の算定の基礎となる収入の額を認定し、その額を通知するものとする。

4 入居者は、前2項の規定による認定に対し、規則で定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、その意見に理由があると認めるときは、その認定を更正するものとする。

(収入超過者等に関する認定)

第45条 市長は、毎年度、第29条第2項又は第3項の規定により認定した収入の額が第22条第1項第2号に定める場合に応じたその金額を超え、かつ、その入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、その入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2 市長は、第29条第2項又は第3項の規定により認定した収入の額が最近2年間引き続き政令第9条に規定する金額を超え、かつ、その入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居しているときは、その入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 (略)

(収入超過者に対する家賃)

第47条 (略)

3 入居者は、前項の認定に対し、規則で定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、その意見に理由があると認めるときは、その認定を更正するものとする。

(収入超過者等に関する認定)

第45条 市長は、毎年度、第29条第2項の規定により認定した収入の額が第22条第1項第2号に定める場合に応じたその金額を超え、かつ、その入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、その入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2 市長は、第29条第2項の規定により認定した収入の額が最近2年間引き続き政令第9条に規定する金額を超え、かつ、その入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居しているときは、その入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 (略)

(収入超過者に対する家賃)

第47条 (略)

2 市長は、前項に定める家賃について、収入超過者の収入を考慮し、近傍同種の住宅の家賃以下で政令第8条第2項（第29条第3項の規定により収入の額を認定した場合にあっては、政令第8条第3項において準用する同条第2項）に規定する方法により算出するものとする。

3 （略）

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 市長は、前項に定める家賃について、収入超過者の収入を考慮し、近傍同種の住宅の家賃以下で政令第8条第2項に規定する方法により算出するものとする。

3 （略）

## 秦野市市営住宅条例の一部を改正することについて

### 1 条例改正の概要

公営住宅の家賃は、入居者に義務付けられている収入申告に基づき決定することが原則であり、申告がない場合は、近傍同種の住宅の家賃を勘案して決定することとされてきました。

昨年、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第7次地方分権一括法）による公営住宅法の一部改正により、入居者の負担の軽減を図ることを目的に、認知症者、知的障害者、精神障害者等の収入申告について、申告することが困難な事情があると認める場合は、収入申告によらず、法令の規定に基づき収入を把握し、家賃を決定することができることとされました。

これに合わせ、本市においても同様の取扱いとするため、秦野市市営住宅条例の一部を改正するものです。

### 2 法令改正の経過

平成29年4月26日	第7次地方分権一括法による公営住宅法の改正の公布
同年7月21日	公営住宅法施行令の改正の公布
同年7月26日	公営住宅法施行規則の改正の公布
同日	法、施行令及び施行規則の施行

### 3 条例の施行時期

収入申告は、毎年7月中に行っており、本年の収入申告から適用するため、公布の日から施行することとします。

### 4 本市の収入申告の状況

平成29年度までに、本市において未申告の例はありません。

## 参考（関係法令の抜粋）

### 【公営住宅法】 第 16 条第 4 項（新設）

（家賃の決定）

第 16 条 （略）

2・3 （略）

4 事業主体は、公営住宅の入居者（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害者その他の国土交通省令で定める者に該当する者に限る。第 28 条第 4 項において同じ。）が第 1 項に規定する収入の申告をすること及び第 34 条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、政令で定めるところにより、同条の規定による書類の閲覧の請求その他の国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

5・6 （略）

### 【公営住宅法施行規則】 第 8 条及び第 9 条（新設）

（法第 16 条第 4 項の国土交通省令で定める者）

第 8 条 法第 16 条第 4 項の国土交通省令で定める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症である者
- (2) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 5 条に規定する精神障害者（前号に掲げる者を除く。）
- (4) 前 3 号に掲げる者に準ずる者

（法第 16 条第 4 項の国土交通省令で定める方法）

第 9 条 法第 16 条第 4 項の国土交通省令で定める方法は、入居者の雇主、取引先その他の関係人に報告を求める方法又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める方法とする。